

適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂 新旧対照表

(下線部分は改訂部分)

改 訂	現 行
<p>目 次 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 適格消費者団体の認定</p> <p>適格消費者団体の認定については、法第13条第3項から第5項までに基準が掲げられているが、審査に当たり特に留意すべき点は以下のとおりである。なお、申請者が認定の要件（法、規則及び以下の審査の基準）を満たすかどうかについては、申請書類に基づく審査とともに、必要に応じ、申請者に対し追加して書類の提出を求めるほか、申請者の役職員や情報提供者に対する事情聴取、実地の調査等（オンライン会議システム等のデジタル技術を活用した遠隔調査を含む。）を行い、個別具体的に判断するものとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 体制及び業務規程（法第13条第3項第3号関係）</p> <p>ア 体制</p> <p>法第13条第3項第3号に規定する「差止請求関係業務を適正に遂行するための体制…（中略）…が適切に整備されていること」とは、第一に、申請者の実態として、①差止請求関係業務の遂行に関し、消費者被害等に係る情報の収集（法第12条の3から第12条の5まで及び不当景品類及び不当表示防止法（昭</p>	<p>目 次 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 適格消費者団体の認定</p> <p>適格消費者団体の認定については、法第13条第3項から第5項までに基準が掲げられているが、審査に当たり特に留意すべき点は以下のとおりである。なお、申請者が認定の要件（法、規則及び以下の審査の基準）を満たすかどうかについては、申請書類に基づく審査とともに、必要に応じ、申請者に対し追加して書類の提出を求めるほか、申請者の役職員や情報提供者に対する事情聴取、実地の調査等（オンライン会議システム等のデジタル技術を活用した遠隔調査を含む。）を行い、個別具体的に判断するものとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 体制及び業務規程（法第13条第3項第3号関係）</p> <p>ア 体制</p> <p>法第13条第3項第3号に規定する「差止請求関係業務を適正に遂行するための体制…（中略）…が適切に整備されていること」とは、第一に、申請者の実態として、①差止請求関係業務の遂行に関し、消費者被害等に係る情報の収集（法第12条の3から第12条の5までに規定する要請を含む。）から分析・検討</p>

和37年法律第134号。以下「景表法」という。)第35条第1項に規定する要請を含む。)から分析・検討を経て差止請求をし、その結果を公表するに至る一連の業務を適正に遂行できるよう、適格消費者団体に具体的な機関又は部門その他の組織が設置され、業務の適正な遂行に必要な人員が、これらの組織に必要な数<sup>1</sup>だけ配置されていること(理事会及び理事、法第13条第3項第5号の検討を行う部門(以下「検討部門」という。)及び専門委員、職員、監事等)、②これらの組織の事務分掌、権限及び責任並びに事務の遂行に従事する役職員や専門委員等の選任・解任の基準及び方法が定款又は業務規程において適切に定められていること、③①及び②に従った運用がされていることをいう。

なお、以上のとおり組織及び人員等が整備されていることに加え、申請者自体の社員数(法第13条第3項第1号の法人の社員数)についても、少なくとも会費を納入する等により活動に参加している者が100人存在していることを体制整備の一つの目安として斟酌する。

第二に、差止請求関係業務に係る事務処理を行うために必要な事務所<sup>2</sup>その他の施設、IT機器その他の物品等が、差止請求

1 「必要な数」については、申請者の実施しようとする差止請求関係業務の規模や業務の実施の方法(その内容や手段等)、当該人員の勤務形態(常勤か非常勤か等)などによって異なるものであり、審査に当たっては、これらの点を総合して、「必要な数」を個別に判断することとする。

2 認定の申請書には、差止請求関係業務を行おうとする事務所の所在地

を経て差止請求をし、その結果を公表するに至る一連の業務を適正に遂行できるよう、適格消費者団体に具体的な機関又は部門その他の組織が設置され、業務の適正な遂行に必要な人員が、これらの組織に必要な数<sup>1</sup>だけ配置されていること(理事会及び理事、法第13条第3項第5号の検討を行う部門(以下「検討部門」という。)及び専門委員、職員、監事等)、②これらの組織の事務分掌、権限及び責任並びに事務の遂行に従事する役職員や専門委員等の選任・解任の基準及び方法が定款又は業務規程において適切に定められていること、③①及び②に従った運用がされていることをいう。

なお、以上のとおり組織及び人員等が整備されていることに加え、申請者自体の社員数(法第13条第3項第1号の法人の社員数)についても、少なくとも会費を納入する等により活動に参加している者が100人存在していることを体制整備の一つの目安として斟酌する。

第二に、差止請求関係業務に係る事務処理を行うために必要な事務所<sup>2</sup>その他の施設、IT機器その他の物品等が、差止請求

1 「必要な数」については、申請者の実施しようとする差止請求関係業務の規模や業務の実施の方法(その内容や手段等)、当該人員の勤務形態(常勤か非常勤か等)などによって異なるものであり、審査に当たっては、これらの点を総合して、「必要な数」を個別に判断することとする。

2 認定の申請書には、差止請求関係業務を行おうとする事務所の所在地を記載する必要があるところ(法第14条第1項第2号)、適格消費者団体として現に差止請求関係業務についての事務を行い、事務所としての実態

関係業務の規模・内容等に応じ、確保されている必要がある。

その際、事務所については、適切に情報を管理することができる施設でなければならないとともに、例えば、事業者（その者の活動内容などを考慮して客観的に差止請求の対象になることが考えられない者は除く。）が事業活動のために用いている施設内に事務所が設けられているなど、その外観、構造その他の事務所の置かれた状況からして事業者（その者の活動内容などを考慮して客観的に差止請求の対象になることが考えられない者は除く。）と混同されるものであってはならないこととする。

また、申請内容（差止請求関係業務に関する業務計画書（法第14条第2項第3号）や業務規程の内容等）に整合するよう、必要な施設、物品等が整備されていない（例えば、差止請求関係業務においてファクシミリ装置を用いて送受信しようとする場合には、当該装置の整備が必要である<sup>3</sup>。）。

を記載する必要があるところ（法第14条第1項第2号）、適格消費者団体として現に差止請求関係業務についての事務を行い、事務所としての実態を伴う場所の所在地を記載する必要がある。他方で、理事会や検討部門の会議等を事務所以外の場所で行うことは許容され、このような場所を事務所として認定の申請書に記載する必要はない。

<sup>3</sup> 差止請求関係業務においてファクシミリ装置を用いて送受信しようとする場合には、申請書や差止請求書においてファクシミリの番号を記載する必要がある（規則第7条第1号、第32条第1項第2号。規則第1条

関係業務の規模・内容等に応じ、確保されている必要がある。

その際、事務所については、適切に情報を管理することができる施設でなければならないとともに、例えば、事業者（その者の活動内容などを考慮して客観的に差止請求の対象になることが考えられない者は除く。）が事業活動のために用いている施設内に事務所が設けられているなど、その外観、構造その他の事務所の置かれた状況からして事業者（その者の活動内容などを考慮して客観的に差止請求の対象になることが考えられない者は除く。）と混同されるものであってはならないこととする。

また、申請内容（差止請求関係業務に関する業務計画書（法第14条第2項第3号）や業務規程の内容等）に整合するよう、必要な施設、物品等が整備されていない（例えば、差止請求関係業務においてファクシミリ装置を用いて送受信しようとする場合には、当該装置の整備が必要である<sup>3</sup>。）。

を伴う場所の所在地を記載する必要がある。他方で、理事会や検討部門の会議等を事務所以外の場所で行うことは許容され、このような場所を事務所として認定の申請書に記載する必要はない。

<sup>3</sup> 差止請求関係業務においてファクシミリ装置を用いて送受信しようとする場合には、申請書や差止請求書においてファクシミリの番号を記載する必要がある（規則第7条第1号、第32条第1項第2号。規則第1条

イ・ウ (略)

(4) ~ (7) (略)

(8) 業務規程の記載事項 (法第13条第4項関係)

法第13条第3項第3号の業務規程には、同条第4項及び規則第6条各号に規定する事項について、次の具体的な事項が定められていなければならない。

ア 差止請求関係業務の実施の方法に関する事項

(ア) (略)

(イ) 消費者被害情報収集業務の実施の方法に関する事項

規則第6条第1号ロに規定する「消費者の被害に関する情報の収集に係る業務の実施の方法に関する事項」とは、例えば、消費者契約の条項の開示要請 (法第12条の3) 、 損害賠償の額を予定する条項等に関する説明の要請等 (法第12条の4) 及び資料開示要請等 (景表法第35条) の要否について検討を行い、これらの要請を行うことを決定する方法、一般消費者からの情報の収集の方法 (消費生活相談やいわゆる110番活動などの具体的な実施の方法) や、当該適格消費者団体の会員からの情報の収集の方法、他の適格消費者団体との情報交換に関する方法に関する事項などが該当する。

(ウ) ~ (オ) (略)

イ ~ カ (略)

の3第2号参照)。仮に申請書にファクシミリ番号を記載していなかったとしても、その後ファクシミリ装置を用いて送受信する必要がある場合には、変更の届出をする必要がある (法第18条)。

イ・ウ (略)

(4) ~ (7) (略)

(8) 業務規程の記載事項 (法第13条第4項関係)

法第13条第3項第3号の業務規程には、同条第4項及び規則第6条各号に規定する事項について、次の具体的な事項が定められていなければならない。

ア 差止請求関係業務の実施の方法に関する事項

(ア) (略)

(イ) 消費者被害情報収集業務の実施の方法に関する事項

規則第6条第1号ロに規定する「消費者の被害に関する情報の収集に係る業務の実施の方法に関する事項」とは、例えば、消費者契約の条項の開示要請 (法第12条の3) 及び損害賠償の額を予定する条項等に関する説明の要請等 (法第12条の4) の要否について検討を行い、これらの要請を行うことを決定する方法、一般消費者からの情報の収集の方法 (消費生活相談やいわゆる110番活動などの具体的な実施の方法) や、当該適格消費者団体の会員からの情報の収集の方法、他の適格消費者団体との情報交換に関する方法に関する事項などが該当する。

(ウ) ~ (オ) (略)

イ ~ カ (略)

の3第2号参照)。仮に申請書にファクシミリ番号を記載していなかったとしても、その後ファクシミリ装置を用いて送受信する必要がある場合には、変更の届出をする必要がある (法第18条)。

(9) (略)

3・4 (略)

5 監督

(1) 帳簿書類 (法第30条関係)

ア～ウ (略)

エ 規則第21条第1項第3号 (消費者被害情報収集業務のうち、法第12条の3及び第12条の4並びに景表法第35条に基づく事業者等に対する要請に係る業務を除く。) 及び第4号 (差止請求情報収集提供業務のうち、情報提供に係る業務) に規定する帳簿書類は、当該業務の概要に関し、おおむね以下の事項が記載されていなければならない。

- ① 当該業務をした日時、場所及び方法
- ② 当該業務をした結果

規則第21条第1項第3号 (消費者被害情報収集業務のうち、法第12条の3及び第12条の4並びに景表法第35条に基づく事業者等に対する要請に係る業務) に規定する帳簿書類は、適格消費者団体が事業者等に対する要請を行った事案ごとに作成され、当該業務の概要に関し、おおむね以下の事項が記載されていなければならない。

- ① 要請の相手方の氏名又は名称
- ② 要請を行った日時及び方法
- ③ 要請の理由及び要請内容の概要
- ④ 要請後の経緯及び結果

(9) (略)

3・4 (略)

5 監督

(1) 帳簿書類 (法第30条関係)

ア～ウ (略)

エ 規則第21条第1項第3号 (消費者被害情報収集業務のうち、法第12条の3及び第12条の4に基づく事業者等に対する要請に係る業務を除く。) 及び第4号 (差止請求情報収集提供業務のうち、情報提供に係る業務) に規定する帳簿書類は、当該業務の概要に関し、おおむね以下の事項が記載されていなければならない。

- ① 当該業務をした日時、場所及び方法
- ② 当該業務をした結果

規則第21条第1項第3号 (消費者被害情報収集業務のうち、法第12条の3及び第12条の4に基づく事業者等に対する要請に係る業務) に規定する帳簿書類は、適格消費者団体が事業者等に対する要請を行った事案ごとに作成され、当該業務の概要に関し、おおむね以下の事項が記載されていなければならない。

- ① 要請の相手方の氏名又は名称
- ② 要請を行った日時及び方法
- ③ 要請の理由及び要請内容の概要
- ④ 要請後の経緯及び結果

規則第21条第1項第4号（差止請求情報収集提供業務のうち、情報収集に係る業務）に規定する帳簿書類は、適格消費者団体が差止請求に係る講じた措置の開示要請（法第12条の5）を行った事案ごとに作成され、おおむね以下の事項が記載されていなければならない。なお、第1号（上記イ関係）の相手方との交渉又は第2号（上記ウ関係）の訴え提起等を経た結果、相手方が差止請求に係る措置をとる義務を負い、講じた措置の開示要請に至った場合には、その旨④の冒頭に付記するものとする。

- ① 開示要請の相手方の氏名又は名称
- ② 相手方が負う義務の内容
- ③ 開示要請を行った日時及び方法
- ④ 開示要請の内容の概要
- ⑤ 開示要請後の経緯及び結果

オ～ク （略）

(2) (略)

(3) 不利益処分等（法第32条、第33条及び第34条関係）

ア （略）

イ 適合命令及び改善命令（法第33条関係）

法第33条第2項に規定する「その他適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」とは、適格消費者団体が法令違反の業務運営を行っている場合のみならず、およそ適格消費者団体として適正な業務運営を確保し得ないおそれのある場合を含み、例えば、次のような場合が該当する。

規則第21条第1項第4号（差止請求情報収集提供業務のうち、情報収集に係る業務）に規定する帳簿書類は、適格消費者団体が差止請求に係る講じた措置の開示要請（法第12条の5）を行った事案ごとに作成され、おおむね以下の事項が記載されていなければならない。なお、第1号（上記イ関係）の相手方との交渉又は第2号（上記ウ関係）の訴え提起等を経た結果、相手方が差止請求に係る措置をとる義務を負い、講じた措置の開示要請に至った場合には、その旨④の冒頭に付記するものとする。

- ① 開示要請の相手方の氏名又は名称
- ② 相手方が負う義務の内容
- ③ 開示要請を行った日時及び方法
- ④ 開示要請の内容の概要
- ⑤ 開示要請後の経緯及び結果

オ～ク （略）

(2) (略)

(3) 不利益処分等（法第32条、第33条及び第34条関係）

ア （略）

イ 適合命令及び改善命令（法第33条関係）

法第33条第2項に規定する「その他適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」とは、適格消費者団体が法令違反の業務運営を行っている場合のみならず、およそ適格消費者団体として適正な業務運営を確保し得ないおそれのある場合を含み、例えば、次のような場合が該当する。

①～⑤ (略)

⑥ 適格消費者団体の役員が、特定商取引に関する法律に基づく指示若しくは業務停止命令、景表法に基づく措置命令若しくは課徴金納付命令又は食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく指示若しくは命令を受けた事業者であって、これらの指示又は命令を受けた日から1年を経過しないものの役員又は職員に該当する場合であって、当該役員又は職員の当該事業者における地位及びこれらの指示又は命令を受けることとなった当該事業者の行為への関与の度合いなどを考慮して、当該適格消費者団体が差止請求関係業務を適正に遂行できるとはいえない場合

⑦ 適格消費者団体は、法又は景表法に基づき、事業者等に対して、消費者契約の条項の開示要請、損害賠償の額を予定する条項等に関する説明の要請、差止請求に係る講じた措置の開示要請及び資料開示要請を行うことができ、事業者等はこれに応じる努力義務を負うところ（法第12条の3から第12条の5まで及び景表法第35条）、およそ要件を満たさないことが明らかであるにもかかわらず、これらの法又は景表法に基づく要請として、これに応じることを繰り返し求めるなど、法第12条の3から第12条の5まで又は景表法第35条の規定の趣旨に反する行為をする場合

ウ (略)

(4) (略)

①～⑤ (略)

⑥ 適格消費者団体の役員が、特定商取引に関する法律に基づく指示若しくは業務停止命令、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に基づく措置命令若しくは課徴金納付命令又は食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく指示若しくは命令を受けた事業者であって、これらの指示又は命令を受けた日から1年を経過しないものの役員又は職員に該当する場合であって、当該役員又は職員の当該事業者における地位及びこれらの指示又は命令を受けることとなった当該事業者の行為への関与の度合いなどを考慮して、当該適格消費者団体が差止請求関係業務を適正に遂行できるとはいえない場合

⑦ 適格消費者団体は、法に基づき、事業者等に対して、消費者契約の条項の開示要請、損害賠償の額を予定する条項等に関する説明の要請及び差止請求に係る講じた措置の開示要請を行うことができ、事業者等はこれに応じる努力義務を負うところ（法第12条の3から第12条の5まで）、およそ要件を満たさないことが明らかであるにもかかわらず、これらの法に基づく要請として、これに応じることを繰り返し求めるなど、法第12条の3から第12条の5までの規定の趣旨に反する行為をする場合

ウ (略)

(4) (略)

6～8 (略)	6～8 (略)
---------	---------

(施行期日)

このガイドラインは、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和5年法律第29号）の施行の日から施行する。